

第6回教育委員会（定）

開会日時 令和5年 3月 8日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時19分
開会場所 教育支援センター

出席者

教育長 中川修一
委員 高野佐紀子
委員 長沼豊
委員 野田義博

出席事務局職員

事務局次長	水野博史	地域教育力担当部長	湯本隆
教育総務課長	諸橋達昭	学務課長	金子和也
指導室長	氣田眞由美	新しい学校づくり課長	渡辺五樹
学校配置調整担当課長	早川和宏	生涯学習課長	太田弘晃
地域教育力推進課長	河野雅彦	教育支援センター所長	阿部雄司
中央図書館長	松崎英司		

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

なお、青木委員からはご欠席の連絡が入っております。

それでは、ただいまから令和5年第6回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により長沼委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第4号 東京都板橋区教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第二 議案第5号 東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第三 議案第6号 東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第四 議案第7号 東京都板橋区立学校公文書取扱規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第五 議案第8号 東京都板橋区教育委員会が所管する人事行政事務の処理における電子計算組織の利用に関する規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第4号「東京都板橋区教育委員会公印規則等の一部を改正する規則」、日程第二 議案第5号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」、日程第三 議案第6号「東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」、日程第四 議案第七号「東京都板橋区立学校公文書取扱規程の一部を改正する訓令」、日程第五 議案第8号「東京都板橋区教育委員会が所管する人事行政事務の処理における電子計算組織の利用に関する規程の一部を改正する訓令」について、一括して、次長と総務課長から説明願います。

次 長 よろしくお願ひいたします。

まず、議案第4号「東京都板橋区教育委員会公印規則等の一部を改正する規則」、以下、議案第8号までにつきまして、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

今回の改正は、個人情報に関する関係法令等の改定などに伴いまして、「電子計算組織」という文言を「電子計算機」に変更するという文言整理が主なものとなっております。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長 それでは、ご説明させていただきます。

資料の「総-1」から「総-5」までの規則、訓令の改正になりまして、資料「総-0」でご説明したいと思います。

それでは、資料「総-0」をご覧ください。

東京都板橋区教育委員会公印規則等の一部を改正する規則、他4件の訓令改正についてでございます。

初めに、東京都板橋区教育委員会公印規則等の一部を改正する規則でございます。その中に、東京都板橋区教育委員会公印規則と、東京都板橋区教育委員会が所管する人事行政事務の処理における電子計算組織の利用に関する規則、東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則、これらの改正が入っております。

もう1つ。(2)で改正の訓令ですが、東京都板橋区教育委員会事務局処務規程、東京都板橋区教育委員会文書管理規程、東京都板橋区立学校公文書取扱規程、東京都板橋区教育委員会が所管する人事行政事務の処理における電子計算組織の利用に関する規程、以上の改正を行うものであります。

理由については共通のものになりますので、今申し上げました規則、訓令の改正の中身、理由と概要を簡単にご説明させていただきます。

資料の2をご覧ください。

令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律、こちらによりまして、令和5年4月1日以降、板橋区を含む全ての地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されております。この法律が地方公共団体に直接適用されるということになります。

そうしますと、これまでは、板橋区においては、東京都板橋区個人情報保護条例、こちらにおいて行っていたものが、直接適用されるということです。

その際、これまでは区の個人情報保護条例の中で、「電子計算組織」、いわゆるPC、パソコンを、これを言葉で読み上げるときに「電子計算組織」ということで規定しておりましたので、それらが、今回、改正する規則、訓令の中にもたくさん言葉としてございます。

それを、今回、この条例から法律に変わった場合、法律の中では「電子計算組織」という言葉ではなく「電子計算機」という言葉で規定されておりますので、この際、板橋区の関係規定、こちらの中の文言を、「電子計算組織」と定めてい

るものは全て「電子計算機」という言葉に改正するという文言整理の中身でございます。

ちなみに、2ページ目に下りていただきまして、電子計算組織の定義ですが、与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいうということで定義させていただきたいと思っております。

この改定は、施行期日、令和5年4月1日から施行いたします。

なお、東京都板橋区教育委員会事務局処務規程第8条に係る改正のみ、公布の日から施行という形でございます。

説明は以上になります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。大丈夫でしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一から第五、議案第4号から第8号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第六 議案第9号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第六 議案第9号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第9号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

今回の改正は、令和5年度から、部活動の地域移行に関する事務を教育総務課で担うため、教育総務課の分掌事務に追加を行うというものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長 それでは、資料「総-6」をご覧ください。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございます。

こちらにつきましては、4月1日から組織改正が行われまして、部活動の担当係長ができることになっておりますが、担当係長自体は課に置くことができる規

定に基づいて置かれるものでありますが、付随して、その組織と庶務系の職員が連携協力、一体となって部活動改革の仕事を進めていきますので、庶務系の所掌事務の中に、新たに部活動の地域移行に関すること、こちらを加えるというものでございます。これによりまして、庶務系の職員と新たな組織としての担当係長で部活動改革を進めていくという形になります。

この規則は、令和5年4月1日からの施行となります。

よろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第六 議案第9号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第七 議案第10号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

(教育総務課)

日程第八 議案第11号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改
正する規則

(教育総務課)

日程第九 議案第12号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則
の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第十 議案第13号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正
する規則

(教育総務課)

日程第十一 議案第14号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則

(教育総務課)

日程第十二 議案第15号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正
する規則

(教育総務課)

日程第十三 議案第16号 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第十四 議案第17号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第十五 議案第18号 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓
令

(教育総務課)

日程第十六 議案第19号 教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の
勤務時間、休憩時間等に関する規定の一部を改正す
る訓令

(教育総務課)

日程第十七 議案第20号 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋
区立学校・区立幼稚園職員対応規程の一部を改正す
る訓令

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第七 議案第10号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規
則の一部を改正する規則」、日程第八 議案第11号「幼稚園教育職員の管理職
手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第九 議案第12号「幼稚園教
育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第十
議案第13号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、
日程第十一 議案第14号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則」、日程第十二 議案第15号「義務教育等教員特別手当に関する規
則の一部を改正する規則」、日程第十三 議案第16号「教職調整額に関する規
則の一部を改正する規則」、日程第十四 議案第17号「幼稚園教育職員の勤務
時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する訓令」、日程第十五
議案第18号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令」、日程第
十六 議案第19号「教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時
間、休憩時間等に関する規定の一部を改正する訓令」、日程第十七 議案第20
号「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職
員対応規程の一部を改正する訓令」について、一括して、次長と総務課長から説
明願います。

次 長 議案第10号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する
規則」、以下、議案第20号までにつきまして、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

今回の改正でございますが、地方公務員法の一部改正に伴いまして、定年前再
任用短時間勤務制の導入、また、暫定再任用職員に対する経過措置の追加、期末
手当・勤勉手当についての算定方法の追加などの改正となっております。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長

それでは、ご説明いたします。

関連する改正は、資料「総－7」から「総－17」になりますが、こちらの資料「総－7.0」の概要のところでお話をしたいと思います。

地方公務員法の一部改正によりまして、再任用制度というものが廃止されます。

それに伴いまして、新たな制度や、また、暫定の制度ができましたので、それに関する文言の整理を中心にしたものになりますが、現行、再任用制度というのがございます。

資料の枠の中に、右側に現行の再任用制度、左側に新しい定年前再任用短時間勤務制度というものがございます。

現行の再任用制度が定年の延長とともになくなるということになりますが、60歳を過ぎて定年にまだ到達しないということにおいて、現状の制度の年齢の中で再任用制度がありましたが、それが定年前だからといって、いきなりなくなるということではなくて、定年前ではありますが再任用の制度を設けるというところでの改正になります。

基本的には現行の再任用制度がございます。こちらは短時間勤務とフルタイム勤務の2種類がございますが、現行制度の2種類のもののうち、短時間勤務制度につきまして、この箱の中の左側にありますように、定年前の再任用短時間勤務制度として新たに設けるというものになります。

こちらに違いを比べておりますが、職員の身分、職の異動、定員定数上の取扱、年齢、給与、その他については変わらないのですが、唯一変わるところが任期ということで、現行の再任用制度は1年を超えない範囲ということで、1年ごとということになっておりますが、新制度につきましては、常勤職員の定年退職日に当たる日までということで、任期のことが違いということでございます。

もう1つ改正部分がございまして、(2)のところですが、高齢者部分休業制度への対応ということで、そちらは、同じく定年延期に絡む対応なのですが、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など、地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業取得ができるというものでございますが、板橋区では、令和5年4月1日時点で導入しない制度の改正になります。

ただ、影響することがありまして、他区で高齢者部分休業を取得していた職員が人事交流によって板橋区の職員となった場合に影響がある部分がございますので、それらに対応する形で改正が必要となりますので、改正というものでございます。

2ページ目に下りていただきまして、まず、「定年前再任用短時間勤務職員」に対する規定の整備ということでございます。

議案第10号から20号の中で該当する部分はたくさんございますが、再任用制度が廃止されて、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、「再任用職員」等の文言を改めるとともに、「定年前再任用短時間勤務職員」に対する規定を整備するというので、それぞれ古い言葉を新しい言葉に置きかえるというものが主な改正になりまして、その他、新制度の呼び方に改正を入れるときに整合性がつくように、一定の所要の規定整備を行うというものが1つございます。

これは全規則に係るものでございます。

2つ目、(2) 暫定再任用職員への経過措置ということで、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み(暫定再任用制度)が措置されているため、暫定再任用職員に対する経過措置を追加するというものでございます。

定年延長が完了する間、暫定ということで再任用制度が措置されますので、これが令和5年度から令和13年度まで、この間の経過措置になりますので、それに必要な経過措置の規定をそれぞれの改正規則の附則で、必要な規則についてはつけているというものでございます。

最後に、3つ目です。高齢者部分休業取得に対する欠勤等日数の算定の取扱いを追加ということで、先ほど申し上げました板橋区では導入しませんが、高齢者部分休業制度の対応の改正の部分で、高齢者部分休業取得時の期末手当及び勤勉手当について、欠勤等日数の算定方法の取扱いを追加いたします。

これは、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の第5条第5項と幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第5条第1項第11号、こちらの部分になります。

いずれも施行予定日は、令和5年4月1日ということになります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第七から第十七、議案第10号から第20号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第十八 議案第21号 指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第十八 議案第21号「指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第21号「指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令」について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

今回の改正でございますが、このたび、教職員勤怠管理システムが導入される

ことに伴いまして、指導主事の旅費支給に関する各種様式の指定等の改正となっております。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 それでは、資料「総－18」をご覧ください。こちらでご説明をさせていただきます。

現在、校務支援システム「C4th」と呼ばれているものがございます。

こちらは、中の一部の機能に教職員の勤怠管理システムの機能を、入れるといえますか、強化するといえますか、そういう形で勤怠管理システムを新年度から使っていきます。

それによりまして、主に副校長の事務処理が非常に楽になるということがございます。その際に、これまで紙ベースでやっていた手順をシステム上で行うに当たって、様式の設定改正が必要になりますので、その様式をこの改定において決定するというものです。

旅行命令簿と旅費請求手続等の様式、これを訂正するというもので、システムを導入することによって、直接必要となる様式は、今回、様式を決定します6つのうち第6号様式となります。

それ以外の第1号から第5号までの様式は、これまで様式を定めずに行っていたものを、この際、6号の様式設定と併せて、1号から5号の様式を設定いたしまして、全ての様式を決めた上でこのシステムを使っていくという形にしたい、改正を入れるということになります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質問なのですが、第4条の第1号、第2号と第4条の2の3号、4号、5号というのはどう違うのですか。

旅行命令簿と請求手続の様式という違いなのですか。

教育総務課長 場合分けの違いで、名称は同じなのですが。

旅費請求手続を場合分けして、それによって使う様式等を分けて作る必要があったために、4条の2、4条の3で分けて、それぞれに様式を変えるという形でございます。

教 育 長 そうですね。その他、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第十八 議案第21号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第十九 議案第22号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部
を改正する規則

(指導室)

教 育 長 続いて、日程第十九 議案第22号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する
規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第22号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則」について議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

今回の改正でございますが、校長が校則、学校規定を制定できる旨を追加して、
その制定に当たっては、教職員、児童・生徒等を参画させることなどを新たに追
加するものでございます。

詳細につきましては、指導室長から説明いたします。

指 導 室 長 よろしくお願いたします。

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてご説明いたし
ます。

まず、この規程を改正する理由といたしまして、区立学校の校則の制定等につ
いて新たに規定したために、必要な修正を行うことといたしました。

内容の具体的な部分をご説明いたします。

「指-1」の資料になりますが、新旧対照表をご覧ください。

第26条に、学校規程の制定を新たに定めます。

第1号に、校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他学校規程を制定する
ことができる。

第2号に、校長は、校則の制定または改廃に、教職員、児童生徒及び保護者を
参画させるとともに、校則を公表するものとするという内容を新たに定めます。

特に校則におきましては、児童・生徒自身が主体的に考え、行動できるよう、
児童・生徒の意見を聴取する機会を設けたり、学級活動の授業や代表委員会、生
徒会活動等を通して、このようなことを確認したり、話し合ったりする機会
を設けることが必要と考えております。

この後の報告事項でも改めてご説明させていただきますが、児童・生徒が校則
の見直しに主体的に参画することで、学校のルールを無理解に受け入れるのでは
なく、児童・生徒自身がその根拠や影響等を考えながら、身近な自分たちの課題
として主体的に考えていく、そのような力を育成することを目的としました校則

の見直しに関するガイドラインを作成しまして、令和5年度より各学校で校則の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

第26条の最初のところで、校長が必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を改定することができるというのは、今までなかったことだったわけですか。

指 導 室 長 規則としてはなかった。

教 育 長 なかったということですね。

指 導 室 長 はい。

教 育 長 そうすると、それまでの校則というのは、でも、校長が決めていたわけですね。

指 導 室 長 実際的にはそうなのですが、そのようなところで、今回、しっかりと。校長独断で、ただ押しつけてということではなく、しっかり校長が責任を持って決めるということはもちろん規定した中で、その上で子どもたちの声や保護者、地域の声も取り入れていくということを改めて実施したということになります。

教 育 長 はい。ありがとうございました。
その他、ございますでしょうか。よろしいですか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第十九 議案第22号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二十 議案第23号 八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和5年度協定の締結並びに令和5年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第二十一 議案第 2 4 号 榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第二十二 議案第 2 5 号 教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第二十三 議案第 2 6 号 シニア学習プラザの管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第二十四 議案第 2 7 号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第二十 議案第 2 3 号「八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について」、日程第二十一 議案第 2 4 号「榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について」、続いて、日程第二十二 議案第 2 5 号「教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について」、日程第二十三 議案第 2 6 号「シニア学習プラザの管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について」、日程第二十四 議案第 2 7 号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認について」、一括して、部長と生涯学習課長から説明願います。

部 長 よろしくお願いたします。

議案第 2 3 号から議案第 2 7 号、以上 5 議案について議案を提出いたします。指定管理者施設に関する議案でございます。

八ヶ岳荘、榛名林間学園、教育科学館、シニア学習プラザ、郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定するもの及び令和 5 年度協定の締結並びに令和 5 年度事業計画の承認についてでございます。

議案の提出日は、本日でございます。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

提案の内容でございますが、個人情報保護に関する法律等、各種法令改正に伴いまして、指定管理者施設について、基本協定を変更し、締結するものでございます。

また、令和 5 年度の事業実施に当たりまして、令和 5 年度協定を締結いたしま

して、令和5年度の指定管理業務計画を承認し、決定する必要があるためでございます。

以下4議案についても同様の内容となります。

各議案の詳細につきましては、生涯学習課長からご説明申し上げます。

生涯学習課長

よろしくお願いたします。

資料の方は、「生-0」をご覧ください。

生涯学習課が所管する指定管理施設の管理運営に関する協定及び事業計画の一覧でございます。

資料が大変多いので、ポイントをつまんでご説明をさせていただきます。

右下にページ番号が振っております。一部資料につきましては、中央部分にもページが振ってある資料もございます。本日につきましては、右下に振りましたページでご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページ目をご覧ください。

八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定の改定の内容についてでございます。

これから説明させていただきます5事業に共通する事項といたしまして、基本協定を改定する協定書の締結でございます。

内容の1点目でございます。

令和5年4月1日以降、区に個人情報の保護に関する法律が直接適用されることに伴いまして、東京都板橋区個人情報保護条例を廃止し、東京都板橋区個人情報保護法施行条例を制定するとともに、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正したために、基本協定の条項で示す個人情報の保護に関する特記事項を差しかえるものでございます。

2点目といたしましては、令和5年10月1日から導入されるインボイス制度——インボイスとは、売り手が買い手に対しまして正確な適用税率や消費税等を伝える手段で、一定の事項が記載された請求書のことでございます。

これに対応するため、利用者から求められた場合にインボイスを交付することを協定の条項に追加するものでございます。

2ページ目をご覧ください。

令和5年度協定の主な見直しの概要でございます。

12月の教育委員会でもご報告させていただきましたとおり、食材の仕入価格の高騰によりまして、食事料金を一部改定してございます。

また、光熱水費の増、正面玄関内外及び多目的トイレ開閉装置部品交換の委託に伴いまして、指定管理料が変わってございます。

飛びまして、7ページ目まで飛んでいただければと思います。

事業計画の(10)自主事業の項目でございます。

①のところでございますが、その中で、野鳥観察や親子スキー体験を新しいプロジェクトとして実施するなど、より一層充実した運営をめざしていく予定でございます。

引き続きまして、9ページ目をご覧ください。

3、主な変更点を記載させていただいております。

説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、10ページ目をご覧ください。

榛名林間学園でございます。

11ページのところですが、年度協定の見直しの概要を載せてございます。

今年度実施いたしました中間評価の財務点検の結果を踏まえまして、利益等の率を1.9%から2%に変更いたしました。また、八ヶ岳荘同様、食事料金を改定してございます。

こちらの施設につきましても、光熱水費の増、また、建築物定期点検の増によりまして、指定管理料が変わってございます。

事業計画も少し変更しております、16ページをご覧ください。

16ページの3、主な変更点でございます。こちらをご覧ください。

移動教室実施期間中の金曜日、土曜日などの週末の施設利用につきまして、次の移動教室のための準備、清掃、メンテナンスを行う関係で、一般の方の宿泊の予約の制限をさせていただきます。

また、サービス水準の「利用者の増加」の項目につきまして、新型コロナウイルスの影響で、以前の半数に利用者数が減少している現状を鑑みまして、当初の想定よりは下がりますが、以前の利用者数に近づける形で目標値の方を見直しているところでございます。

次の17ページの方にお移りいただきます。

17ページでございます。

教育科学館でございます。

18ページの年度協定の見直しの概要でございます。

区の全庁的な取組でウオーターサーバーを設置することとなりましたので、その情報を追加しているところでございます。また、光熱水費や政策的工事によりまして、指定管理料が変わってございます。

22ページのところの事業計画をご覧ください。

22ページの事業計画ですが、新たな指定管理者といたしまして、2年目となりましたので、各種事業の方針の整理や事業体系の区分の見直しを行いまして、企画展の強化や、科学館職員の専門分野を生かした体験型のワークショップ、ラボ事業などを通じまして、教えてもらう科学館から気づきをもたらす科学館をコンセプトに、様々に連携した事業を展開してまいります。

主な変更点につきましては、25ページに記載のとおりでございます。

続きまして、26ページにお移りいただければと存じます。

シニア学習プラザでございます。

こちらの基本協定を27ページに記載させていただいております。

基本協定では、区の全庁的な取組といたしまして、キャッシュレス決済を導入いたします。この関係で収納に関する情報を追加いたします。

28ページにまいりまして、年度協定でございます。

こちらにつきましては、電気料の増加、キャッシュレス決済端末導入経費の増加によりまして、指定管理料が変更となっております。

続きまして、32ページをご覧ください。

事業計画の部分でございます。

こちらにつきましては、キッズイングリッシュ、韓国語講座、グリーンカレッジオープンキャンパスなどの事業を通じまして、高齢者以外の世代にも学びの機会の提供をしております。

最後になります。郷土芸能伝承館でございます。

34ページをご覧ください。

35ページに年度協定をお示しさせていただいております。

4年度の財務点検の結果を踏まえまして、利益率を13.3%から13%に改定しております。

事業計画につきましては、39ページに記載させていただいております。

事業計画ですが、ノルディックウォーキングと徳丸散歩など、地域文化に関連した自主事業を新たに追加いたしまして、運営の充実を図っていく予定でございます。

主な変更点につきましては、次の40ページに記載のとおりでございます。

雑駁な説明ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 それぞれの施設で、例えば教育科学館は、今年度は2年目ということで、新たにコンセプトも固まって、新たな計画を立てたり、あと、シニア学習プラザも子ども向けの事業計画が増えて、郷土芸能伝承館についても様々な対象に向けて事業計画が組まれたということで、ぜひ、充実した活動をしていただければと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教 育 長 その他、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二十から日程第二十四、議案第23号から議案第27号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二十五 議案第28号 教育財産の用途廃止について

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第二十五 議案第28号「教育財産の用途廃止について」、部長と生涯学習課長から説明願います。

部 長 それでは、議案第28号でございます。
教育財産の用途廃止についてでございます。
上記の議案を提出します。
提出者は、教育長、中川修一でございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育財産の用途を廃止いたします。

内容ですが、令和4年度、蓮根文化財整理室の移転を行いました。これに伴いまして、文化財整理室として使用していた高島平二丁目の埋蔵文化財整理室並びに高島平九丁目の文化財整理室の建物の用途を廃止するものでございます。

なお、令和4年度における施設運営維持管理については生涯学習課で行っておりましたが、当該財産については、令和5年3月31日をもって区長部局に引き渡すことになるものでございます。

詳細は、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長 よろしく願いいたします。
資料の方は、「生-6」になります。
教育財産の廃止でございます。
令和5年2月に蓮根文化財整理室の引っ越しが完了いたしましたので、高島平二丁目埋蔵文化財整理室と高島平九丁目文化財整理室を廃止いたしまして、3月31日をもちまして、区長部局へ引き渡すものでございます。
令和5年度の文化財整理室につきましては、成増、赤塚七丁目、蓮根、桜川の4カ所となります。
説明は、以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。今ご説明がありましたように、文化財整理室は4カ所になるわけですか。

生涯学習課長 はい。これから4カ所になります。

教 育 長 分かりました。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二十五 議案第28号については、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二十六 議案第29号 令和4年度板橋区文化財の決定について

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第二十六 議案第29号「令和4年度板橋区文化財の決定について」について、部長と生涯学習課長から説明願います。

部 長 それでは、議案第29号でございます。

令和4年度板橋区登録文化財の決定について。

議案提出日は、本日でございます。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

板橋区の文化財保護条例に基づきまして、新たに文化財を登録するものでございます。

新たに指定するものが1点、新たに登録するものが1点となります。

板橋区文化財保護審議会から、板橋区登録文化財の指定・登録について答申を受けましたので、これを承認し、文化財指定と登録をするものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。

資料の方は「生-7」をご覧ください。

令和4年度板橋区登録文化財保護審議会の答申内容の一覧が3ページ目にございます。こちらをご覧ください。

1件目でございます。

名称につきましては、「旧田中家住宅」でございまして、所在地は板橋区赤塚5-35-25。所有者は板橋区教育委員会。種類は登録有形文化財でございます。

現在、板橋区立郷土資料館内に建ちます「旧田中家住宅」につきましては、昭和47年(1972)でございしますが、徳丸五丁目より郷土資料館内へ移築しまして、平成8年度に板橋区の登録文化財としてございます。

当時の見解によりますと、寄棟造りの茅葺、四間取りの平面を持ちます典型的な農家の建築でございまして、建築年代は不明なものの、江戸末期から明治初期と推定していたところでございます。

その後の調査により、移築されました現在の建物には改築による古い痕跡が多数残り、しし窓や押板など、関東の江戸時代中期に遡る要素も復元できるというところが明らかになってまいりました。

このため、従来の江戸末期から明治初期の建築とされてきました年代の修正が

必要となりまして、旧田中家住宅は、旧粕谷家住宅と同様に、区の歴史や文化に特に深い関わりを持つということから、指定相当の文化財として再評価するという必要があるものでございます。

2点目でございます。

2点目の名称でございますが、「観明寺豊田家奉納仏画」でございます。所在地が板橋区板橋3-25-1、所有者は宗教法人観明寺、種類は有形文化財でございます。

本資料につきましては、14世紀創建とされます真言宗豊山派の寺院で、近世には平尾宿の寺院として信仰を集めていました如意山観明寺に伝わる仏画（仏涅槃図）（釈迦十六善神図）と付属箱から成っております。

本資料につきましては、近世後期における平尾宿名主豊田家と観明寺の交流の実態を理解することができる重要な価値をもつものでございます。

詳細につきましては、後ほど説明文をお読みいただければと思います。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二十六 議案第29号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二十七 議案第30号 東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部改正

(地域教育力推進課)

教 育 長 続いて、日程第二十七 議案第30号「東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部改正」について、部長と地域教育力推進課長から説明願います。

部 長 議案第30号、東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部改正する規則でございます。

この議案の提出日は、本日となります。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

提案の内容でございますが、学校施設開放の使用申請手続をオンライン申請できるようにするために使用料の口座振替を可能にするということで、規則改正を

行うものでございます。

詳細は、地域教育力推進課長より説明いたします。

地域教育力推進課長 それでは、ご説明させていただきます。

学校施設開放におきましては、多くの区民の皆様にも小中学校の校庭や体育館などをご利用いただいておりますが、このたび、区民の皆様の手続につきまして、一定の改正をいたしたいと存じます。

1点目は、使用申請の手続におきまして電子申請サービスを一部活用するものでございます。

一斉受付の申請につきまして、これまで窓口、または郵送での申請であったため、電子申請を導入いたしまして利用者の皆様の利便の向上を図るものでございます。

2点目は、使用料のお支払いにつきましては、これまで納付書で郵便局または金融機関でお支払いいただいていたまいりましたが、口座振替を導入いたしまして、利用者の皆様の利便の向上を図るものでございます。

つきましては、学校施設開放の申請手続や使用料の徴収方法などを定める本学校施設開放条例施行規則につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、大きく2点でございます。

1点目が、使用の手続を定める第8条につきまして、電子申請サービス用の申請書と証明書の様式を追加するものでございます。

2点目が、第9条の2を新設いたしまして、口座振替に関する使用料の徴収に係る規定を追加するものでございます。

付則の施行日でございますが、令和5年4月1日でございます。

なお、口座振替に関する第9条の2につきましては、金融機関との口座振替手続などに要する期間を踏まえ、令和5年10月1日からの施行とさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二十七 議案第30号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二十八 議案第31号 東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定及び令和5年度協定の締結並びに令和5年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長 続いて、日程第二十八 議案第31号「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定及び令和5年度協定の締結並びに令和5年度事業計画の承認について」、部長と中央図書館長から説明願います。

部 長 それでは、議案第31号になります。

東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定及び令和5年度年度協定の締結並びに令和5年度事業計画の承認についてでございます。

議案の提出日は、本日でございます。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

この議案につきましては、地域図書館10館を3つのグループに分け、管理業務を行っていることに関する議案でございます。

内容でございますが、地域図書館の指定管理期間の更新に伴い、令和5年度管理運営に関して、基本協定及び年度協定を締結いたします。また、指定管理業務の令和5年度の事業計画を承認するものでございます。

詳細は、中央図書館長よりご説明いたします。

中央図書館長 中央図書館長です。

「図-1」の資料の参考資料を用いてご説明をさせていただきます。

26ページでございます。

2/26のページからになります。

まずは、東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定書の概要でございます。

第3期指定期間、平成30年4月1日～令和5年3月31日、こちらの期間が終了することに伴い、令和4年第4回区議会定例会の議決を経て決定した第4期の指定管理者、株式会社図書館流通センター、株式会社ヴィアックス、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と新たに東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定書を締結するものでございます。

内容でございます。

1、指定管理者でございます。

(1)、(2) 図書館流通センター、ヴィアックスさんについては変更なかったのですが、(3) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社様、こちらがナカバヤシ株式会社東京本社から変更となっております。

2以降は、変更の内容になっております。

主なものとしては、指定期間の更新、先ほどもありましたインボイス制度の報告、個人情報保護法の適用に関する守秘義務の変更などが記載されております。

併せて、新旧対照表を添付しておりますが、後ほど見ていただければと思います。

8 / 26 ページに飛びます。

基本協定書の締結に伴って、各年度の、令和5年度の年度協定書というものを締結いたします。こちらについての内容は以下のとおりでございます。

指定管理者、シダックス大新東ヒューマンサービスさんにナカバヤシから変更されております。

2の方で、変更になった情報が記載されております。共通としては、期間は年度ごとに更新されるもの。

事業協力の中で、これまで表彰式をやっていたものもあるのですが、事業全体で共有するご趣旨を踏まえて、表彰式を削除いたしました。

その他、3つの会社において委託料の設定がされましたので、それに伴って利益等の率を盛り込む規程が記載されております。

併せて、区として、ウオーターサーバーを設置するということになりまして、区の施設に設置するものと、電気代は各指定管理者さんが担うという形になりますので、そのような旨の条文を追加しております。

これ以降は、パワーポイントの資料でご説明させていただければと思います。

10 / 26 ページ以降になります。

まずは、12 / 26 ページ。

こちらが指定管理者ですね。先ほどと同様で3グループ、3者に分けて更新しております。

13 / 26 ページでございます。

人員配置。各者から提案があったとおりの人員配置になっております。

司書の割合についても、各者から提案があったとおりの司書を採用するという形で設定しております。

14 / 26 ページは会社の経費に関わる場所ですので、マスキングしているものでございます。

15 / 26 ページ、当該年度に達成すべき目標というものを事業計画の中で設定しております。入館者数、貸し出し利用者数、貸出点数でございます。

ただ、コロナ禍というところもあって、なかなか来館者数は伸び悩んでいるところもございます。令和7年度までに、このコロナウイルス感染症が5類に変わる、そのようなものを踏まえて、来館者数を増加させていくような計画を立てております。

16 / 26 ページ、17 / 26 ページも同様の数値が書いております。

18 / 26 ページ。令和5年度の重点目標への取組でございます。

令和5年度の重点目標としては、3つ設定させていただいております。

まず、読書機会の拡充に向けた取組でございます。

図書館の圏域から離れた地域へのサービスとして、「小さな絵本館」事業を拡大していきたいと考えております。

併せて、電子図書館の利用促進、動画配信などを活用した非来館型サービスの

充実を考えております。

2つ目でございます。

図書館の利用促進を目的とした、児童・生徒の居場所づくりでございます。

大きくは不登校対策ということもあるのですが、まずは「児童・生徒の居場所づくり」という言葉で掲げております。

地域図書館を学習の場とした児童・生徒の居場所づくりの推進。GIGAスクールのWi-Fi環境を活用した学習の場の拡充というものを掲げております。

3つ目でございます。

地域図書館の活性化に向けた取組の充実となっております。

中央図書館がブランド力を発揮している中、地域館においても魅力の向上をというところがございます。

連携事業や地域特性を活用した事業実施による地域図書館の活性化というところを重点取組として掲げております。

19/26ページ以降、各者の取組を記載しております。

内容については、以上になります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 Cグループについては委託管理者が変わりますが、その引継ぎについては、いかがでしょうか。

中央図書館長 指定管理者の指定ですね。第4回の定例を経た後に仮協定書というものを結びまして、各事業に関する引継ぎに取り組んでいるところがございます。
人員配置も含めて、事業の内容、あとは地域の課題、そのようなものも含めて引継ぎをしているように、今、取り組んでいるところがございます。

教 育 長 よろしいですか。その他、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 私の方から、2点。1つは、表彰式を削除した、その理由というのは、一体、なぜですか。

中央図書館長 「表彰式」というふうに文言で書いているところで、各地域館から応援に来ることがありました。表彰式において必要とさせていただいたのですが、それまでも、氷川図書館などは審査においてもご協力いただいておりますし、ここだけという話ではないので、「表彰式」という文言ではなく、これらの事業に協力することという趣旨で文言を策定いただいております。

教 育 長 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

それから、もう1つ。図書館の利用促進を目的とした児童・生徒の居場所づくりというところで、実は、昨日、全体校長会があったときに、子どもたちの読書離れというのが進んでいるということが非常に気になっているところなのですが、特に図書館側として、子どもたちへの読書への勧誘みたいなことというのは、具体的なアイデア等は、それぞれの図書館として考えていらっしゃるのでしょうか。

中央図書館長 各図書館で取り組んでいることは、様々にございます。

全般的に取り組んでいるのは読書通帳ですね。こちらを配布して、例えば何冊か溜まると記念品を差し上げますといった取組をしています。

併せて、夏休みや冬休みに合わせて、スタンプラリーのような形で、借りた冊数に応じてスタンプを押していく。例えば、テーマを決めて、例えば小茂根図書館だと、その地域の歴史に関するものとかというふうにテーマを定めたスタンプラリーなどを実施することで、それも幾つか貯まってくると記念品を差し上げるといったものに取り組んでおります。

他にも、成増図書館ですと、本の福袋といって、中身はあまり見えない形で、1冊は分かるのですが、他の2冊、3冊は趣向の違った本を入れてある、そのようなものをまとめて借りていただくというような取組をしておりますして、読書の推進に資するような取組を各館でアイデアを凝らして行っているところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二十八 議案第31号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総-19・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理1「意見の聴取について」、教育総務長から報告願います。

教育総務課長 それでは、資料「総-19」をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、2つの条例の改正について意見の聴取がございましたが、これにつきましては、教育長が臨時で代理処理し、区長原案に同意したことを報告するものでございます。

臨時代理いたしましたのは、令和5年2月27日になります。

同意いたしました区長原案の中身についてなのですが、資料を下っていただきまして、8/13、こちらからの条例改正概要でご説明させていただきます。

1つ目が、東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例改正でございます。

こちらは、1に改正理由がありますように、基準命令が改正されたことに伴いまして改めるものでございます。

中身ですが、2でございます。改正概要のところ。

まず、(1)で、懲戒に係る規定の削除でございます。

基準命令において、園児に対する懲戒に係る規定が削除されましたので、この条例においても当該規定を削除するというものでございます。

2つ目の中身は、(2)業務継続計画の策定等でございます。

幼保連携型認定こども園は、感染症または非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じるよう努めなければならない旨を規定するものでございます。

3つ目でございます。

(3)他の社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準でございます。

幼保連携型認定こども園は、その行う保育に支障がない場合は、園児の保育に直接従事する職員を他の社会福祉施設の職員に兼ねることができる旨を規定するものでございます。

4つ目です。

(4)他の社会福祉施設の設備を兼ねるときの設備の基準でございます。

幼保連携型認定こども園は、その行う保育に支障がない場合は、乳児室等を他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる旨を規定するものでございます。

その他、所要の規定整備を行います。

施行日なのですが、今申し上げました2の改正概要の中の(1)につきましては公布の日から、それ以外のものにつきましては令和5年4月1日から施行するという形になっております。

もう1つ、中身でございます。

また、下っていただきまして、13/13。こちらの改正概要のお話をいたします。

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例改正でございます。

改正理由は、1にありますように、基準告示が改正されたことに伴い改正します。

改正の中身です。

2の改正概要。3つございます。

1つ目が、(1)虐待等の禁止です。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員が、当該認定こども園の子どもに対し、虐待等の行為をしてはならない旨を規定するものでございます。

2つ目です。(2)自動車を運行する場合の所在の確認でございます。

2つございます。

まずは、ア、認定こども園は、子どもの園外における学習等のための移動のために自動車を運行する場合、子どもの乗降車の際には、点呼等の方法により子どもの所在を確認しなければならない旨を規定するものでございます。

2つ目がイです。認定こども園は、通園を目的とした自動車を運行する場合、当該自動車にブザー等の装置を備え、これを用いて所在確認を行わなければならない旨を規定するものでございます。

その他、所要の規定整備を行います。

施行期日は、いずれも令和5年4月1日でございます。

以上、2つのものに対しまして意見の聴取がありましたが、臨時代理で同意をしておるものでございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 板橋区立学校校則の見直しに関するガイドライン(案)

(指-2・指導室)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「板橋区立学校校則の見直しに関するガイドライン(案)」について、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしく願いいたします。

資料につきましては、「指-2」になります。

板橋区立学校校則の見直しに関するガイドライン(案)になりますが、このガイドラインの策定の目的についてでございますが、今現在も、中学校では、特に生徒会活動を中心にしまして校則の見直しということでやっています。

生徒会交流会等でも共通の課題として捉えて、そのようなところを各学校が持ち寄りながら交流もしているところでございます。

ただ、意見の出し方とか進め方、そのようなところが学校間でどうしても差が出てしまっているところがありますし、生徒会の役員は主体的にそのようなところに関わっているところがありますが、全校生徒・児童一人一人がそのような意識があるかという、まだまだそこまではいっていないかなということがありますので、さらに、令和5年度に向けましては、一層、子どもたちが主体的に校則

の見直し等に取り組んでいけるようにしたいということの下で、このガイドラインの作成をしたいというふうに考えております。

資料のページをおめくりいただきまして、まず、1ページですが、校則の見直しの目的というところで、こちらにつきましては、令和4年6月に「こども基本法」が成立したことによりまして、子どもの権利の擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられたということ、このようなことを受け、子どもたちが意見を述べたり、対話をしながら考える機会を持つことが重要であるということが示されております。

このようなことを改めて、各学校長はもちろん、教職員一人一人がしっかりとこの校則の見直しの目的、意義を理解していくということを位置づけていきたいというふうに考えております。

そのために、児童・生徒が主体的に考えて行動できる場面、そのような機会を設けることが重要であると思っておりますので、今、本区が進めております学級活動の日であるとか、そのようなことも活用しながら、自分たちで自分たちの学級や学校をつくっていくという、そのような意識、力を醸成していきたいというふうに考えております。

2ページ目にお移りいただきまして、校則についてですが、改めまして、このところは、文部科学省より、令和2年2月に生徒指導提要が改定されております。そこにも、校則の意義等については、以下、2ページ、3ページにまたがって書かせていただきましたが、(1)から(4)のような形で、色々と留意点が示されております。

まず、校則の意義・位置づけにつきましては、教育目標の実現という観点から校長が定めるということ。それから、各校の校則の運用につきましては、やはり何のために設けた決まりであるのかということを経験が背景や理由についてもしっかりと理解すること。そして、そのことをちゃんと児童・生徒が自分事として意味を理解して、主体的に校則を守るということができるよう指導をしていくということが示されております。

3ページに行っていたいただきまして、校則の見直しについてでございますが、今現在も、見直しを図っているとはいうものの、なかなか意味を説明できない校則がまだまだ残っていたり、そのようなものがありまして、お声をいただくこともあります。

これは社会の色々な様々な要件を鑑みながら、絶えず見直しを図っていくということ、そこは大事なことだなというふうに考えています。

(4) 児童・生徒の参画についてでございますが、この校則の見直しの過程に児童・生徒自身が参画するということは、校則の意義を理解して、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながると考えております。

自分たちで参加して、自分たちの意見も取り入れながら作った校則については、子どもたちは主体的に自分たちでその意味を理解しながら守っていくということが自ずとできてくるのかなというふうに考えます。

今現在だと、板橋第三中学校が、自分たちで考えた校則が、一言、「B e g

entleman」という、「紳士であれ」という、このようなことが板橋第三中学校の校則なのですが、自分たちで考えているだけに、何か子どもたちに課題、問題があったときに、そこに教員たちが問いかけるのは、この「B e g e n t l e m a n」に立ち返って、そうなっているかどうかということを示しながら、子どもたちに色々な行動を振り返らせているということを知っています。

そのようなところを、板橋第三中学校だけに限らず、板橋区立の小学校も、中学校もですが、全校に、そのような主体的な姿を育成していきたいというふうに考えています。

そのようなところで、3ページの下にあります校則についての規程整備を行ったというところで、冒頭のところでお話をさせていただきました。

4ページです。

校則見直しの取組方法でございますが、少なくとも年一回は校則の見直しをするということ、そのようなところと、あと、学級活動の日の活用であったり、代表委員会や生徒会の活用、それから、保護者や地域等のご意見等も聞くということで、コミュニティ・スクール委員会も、そのような場も活用していくということを示しました。

続きまして、5ページのところでございます。

(3)のところにあります太字ですが、この校則を、やはり学校内に閉じておくのではなくて、しっかりとホームページ等で必ず掲載をして周知を図っていく、そのことも示させていただいております。

6ページは校則見直しのスケジュールということになっておりますが、このようなガイドラインに基づきまして、令和5年度から、より一層の、校則の見直しということが切り口ではありますが、子どもたちの主体的な参画のある教育活動というところをしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ありがとうございます。1月の全体校長会でもお話をしたように、児童・生徒が自分たちの学校生活をよりよくしていくという部分がとても重要だと思いますので、この取組を高く評価したいと思います。

コロナ禍で、4／7ページにありますような、児童・生徒が主体的に参画をするというのがとても重要なキーワードになっていると思います。

参加ではなく、参画と言っているわけですが、企画、あるいは計画のところからちゃんと児童・生徒がやっていく、そういうことを、ぜひ、各学校にも周知をしていただきたいと思います。

まだ案ということで修正が可能であれば、最後の7／7ページにある校則見直しスケジュールというところで、あくまでも取組例ということなので、これを参考に各学校が作るのだと思いますが、ぜひ、この中にも、先ほど教育長からお話があった学級活動の日とか、児童会、生徒会活動でも取り組むという言葉がどこ

かに入っていると、学校の先生たちが、それもちゃんとやろうかなというふうに
していただけるのではないかなと思います。

本文には書いてあるのですが、このスケジュールを見て取り組んでいかれると
思いますので、ぜひ、今言った言葉は、例のところにつけ加えていただけないと
いう提案です。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございました。

○報告事項

2. 令和4年度「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果

(指-3・指導室)

教 育 長 それでは、報告2「令和4年度「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣
等調査」の結果」について、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしくお願いたします。

資料の方は「指-3」になります。

令和4年度に実施いたしました「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣
等調査」の結果について、ご報告いたします。

例年どおりでありますと11月ごろにご報告をしている内容なのですが、本デ
ータが東京都教育委員会から1月中旬ごろに届きまして、本日の報告となりました
ことをご了承いただければと思います。

それでは、1ページから3ページ目までは、令和4年度における種目・学年・
性別ごとの東京都平均と板橋区平均との比較を表したレーダーチャートです。

東京都の平均を50としたとき点線で表してありまして、板橋区を実線で表し、
比較しています。

例年、本区で課題になるのが全身持久力のこととボール投げ。こちらが課題と
して挙げられておりまして、こちらを中心にお伝えさせていただきます。

まず、次ページ。小学校男子ですが、ボール投げでは、第2学年を除いた学年
が都の平均値を下回っています。20mシャトルランにつきましては、第1学年
を除いた学年が都の平均値を下回っています。

2ページは小学校女子です。ボール投げでは、第1学年を除いた学年が都の平
均値を下回っています。20mシャトルランでは、第1学年を除いた学年が都の平
均値を下回っています。

3ページは中学校です。

ボール投げでは、男子は全学年で都の平均値を下回っています。女子は第8学

年を除いた学年が都の平均値を下回っております。

下回った情報を中心に言っているのですが、なかなか伸びていない状況のご説明になってしまうのですが、種目ごとにそれぞれ学年で個別に見ていくと、もちろん上回っているところもあるのですが、全体的には都の平均を下回っている状況があるかなというところがございます。

4 ページのところですが、こちらは体力の合計点の3年間の推移を学年ごとに表しておるものがございます。

体力合計点というのは、この資料の1 ページの下のところを書いてあります8 種目の記録をそれぞれ得点化しまして、合計した点数となっています。

令和元年度を50 としたときに、令和3年度と令和4年度がどのように推移しているかを表しています。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査を全校で実施していないために、板橋区の平均値は算出されておられません。

小学校の体力合計点は、令和3年度から下降している学年が多いという現状です。

中学校の体力合計点につきましては、男子の第8学年、第9学年が令和3年度と比べまして上昇しております。

女子におきましては、第7学年、第9学年が令和3年度と比べて上昇しているという、そのような結果になっております。

5 ページは、令和4年度における種目・学年・性別ごとの東京都平均と板橋区平均との比較を表した表でございます。

板橋区の令和4年度と令和3年度の比較も下段に示してございます。

本来、これは色をつけて、どこが上回っているかというのをつけたところだったのですが、なかなか画面が見にくくて申し訳ございませんが、種目別には、小学校が50m走、それから、長座体前屈、中学校が上体起こし、50m走など、このようところで東京都を上回っている学年が多くございます。

種目ごとには、それぞれ上回っている学年は色々と見てとれるところもあるのですが、全体的には、先ほど申しました8種目の合計点というところの体力合計点につきましては、小学校の2学年男子、それから、中学校の第7、8学年男子以外は、全てが東京都を残念ながら下回っているという状況でございます。全体的に体力等について下降をたどっているかなというところがございます。

まだまだ、3年度に引き続きまして、感染症拡大に伴った生活運動習慣の変化が少し影響しているところが推測できるかなというところではございます。

今後も、体力向上推進計画等の見直しを図りまして、保健科、体育科においても運動量を確保しつつ、事業展開をしっかりと徹底させていきたいというふうに考えております。

また、1人1台端末を活用しまして、児童・生徒自身が主体的に自己の体力の課題を把握して、改善するための取組も実施していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ご報告ありがとうございます。
ボール投げの力が弱いというのは、何か原因として考えられることはありますか。

指 導 室 長 特段、ボール投げが弱いだけというところではないかもしれませんが、投力なので、腕の力だけではないので、全体的な体力という部分にかかってくると、それぞれの種目ごとに見ていると、ボール投げのところでは低い値は出ていますが、ボール投げが、なぜそれだけがというところは、これというところは今のところはできていないところはあります。

長 沼 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいですか。

(はい)

教 育 長 でも、ボール投げを見ていると、中学生はそれほどでもないのですね。

指 導 室 長 そうですね。はい。

教 育 長 小学生がということなのですか。下がっている割合が高いのでしょうかね。

指 導 室 長 はい。

教 育 長 これは、投げるという経験の不足というのがやっぱり否めないのではないかなというふうに思うのですが、体育の授業の中には、ここで投げるという領域もあるわけですよ。

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

(はい)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教育総務課長 先ほど、議案第21号でいただきましたご質問につきまして、再度、お答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

教 育 長 はい。

教育総務課長 「総-18」を、もう一度、ご覧ください。

先ほどいただきまして、第4条及び第4条の2等で、様式の違いとありますが、使われ方の話なのですが、ここについて、もう一度、説明いたします。

通常、我々も含む、指導主事も含む公務員が出張する場合に、要件として、旅行命令を受けて旅行し、そして、それに対して旅費を請求して交通費を受け取ると、こういう一連のプロセスがございます。

そのうちの、まず1つ目のプロセスです。旅行命令について、その第4条で様式を定め、この様式に基づいて旅行命令を受けるというものでございます。

旅行命令の中には、誰と誰が、いつ、どこへ行く、そのような形が旅行命令の内容になりまして、それを内国旅行と外国旅行で場合分けをして、それぞれ様式1号、2号で使い分けるということになります。

次に、その命令を受けて旅行した際に、旅費の請求手続、こちらのプロセスについては、内国旅行の出張の場合と、内国旅行赴任の場合と、外国旅行出張の場合、それぞれ場合分けをした上で、それを3号、4号、5号様式で行うという、そういう形でございます。

教 育 長 分かりました。その他、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 19分 閉会